



# 使用料・手数料等の 見直しについて

～受益者負担の適正化を図るために～



# 1. 使用料・手数料について

使用料とは、地方公共団体の行政財産の使用または公の施設の利用の対価として、条例の定めるところにより使用者または利用者から徴収する料金（例：道路・河川占用料等）

手数料とは、特定の者のために行う役務の提供に対して、その事務に要する経費として条例の定めるところにより徴収する料金（例：戸籍謄本・住民票等交付手数料等）

# 2. 使用料・手数料等を見直す理由

消費税の引上げについては、平成27年3月に「所得税法等の一部を改正する法律」が成立し、**平成29年4月1日から消費税率を10%へ引上げることが予定されている。**

本市の使用料・手数料等についても、公共下水道使用料等について消費税が課税されており、また、非課税扱いとなっているものであっても、光熱水費等の歳出増加に合わせた適正な金額に改正することが必要である。加えて、**合併時から多くの使用料・手数料等が見直しを行っていない状況であり、**今回の消費税増税に併せて見直しを行うことにより受益者負担の適正化を図る。

※消費税の増税については改正時期が流動的になっており、その動向に注視しながら使用料・手数料等の改正を行う。

### 3. 使用料・手数料等に関するこれまでの経緯

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 平成18年2月<br>～<br>平成23年2月 | <b>行財政改革大綱、集中改革プラン、使用料・手数料見直し指針を策定</b><br>※基本的な方針を定め、使用料・手数料等の見直しに着手。<br>※平成23年2月に集中改革プランの計画期間が終了するため新たに行財政改革推進プランを策定。 |
| 平成23年3月                 | <b>東日本大震災発生</b><br>※震災により、行財政改革推進プランの全体的な実施が困難になったことから取組可能なものについて実施。(使用料・手数料等の見直しについては行っていない。)                         |
| 平成25年10月                | <b>平成25・26年度行財政運営方針を策定</b><br>※平成26年度に新たな行財政運営プランを策定すること等を明記。  |
| 平成25年12月                | <b>消費税増税(8%)に伴い、課税されている使用料・手数料等について条例改正を議会へ提出</b><br>※平成25年10月1日の閣議決定により5%から8%への引上げが決定。                                |
| 平成26年 3月                | <b>行財政改革推進プラン取組状況検証結果を策定</b><br>※行財政運営プランの中で再検討を行うと明記。   |
| 平成26年 4月                | <b>消費税が8%に改正、改正条例施行</b>  |
| 平成27年 2月                | <b>行財政運営プランを策定</b><br>※新規取組項目として使用料・手数料の見直し等について明記。  |

## 4. 使用料・手数料等の種類について

### 使用料・手数料等の種類

現在の使用料・手数料等の種類については①、②、③の3通りに分類される。

|   | 種類  | 消費税の<br>課税・非課税 | 該当条例   |
|---|---|----------------|--|
| ① | 条例で利用金額に消費税率を乗じると定めている使用料・手数料等<br>(消費税の改正については自動で対応するように<br>条例改正済み) | 課 税            | ・石巻市下水道条例<br>・石巻市浄化槽事業条例<br>・石巻市漁業集落排水施設処理<br>条例等          |
| ② | 消費税を加算して利用金額を定めている使用料・<br>手数料等                                      | 課 税            | ・石巻市水産物地方卸売市場<br>条例<br>・石巻市診療所条例<br>・石巻市病院事業使用料及び手数料<br>条例 |
| ③ | それ以外の使用料・手数料等   | 非課税            | ・石巻市コミュニティセンター 条例<br>・石巻市市公民館条例等                           |

# 5. 使用料・手数料等の見直し基本方針

## 基本方針

- ①合併時から多くの使用料・手数料が現在まで見直しを行っていない状況のため、既存する全ての使用料・手数料等について、平成20年5月に策定した見直し指針に基づいて再度見直しを行う。その後、見直しを行った結果に基づき適正料金に改正・検討を行う。
- ②消費税を加算して利用金額を定めている使用料・手数料等については消費税が改正するのに併せて、消費税増額分を平成29年4月1日に改正を行う。その後、見直しを行った結果に基づいて下記に分類し、消費税以外の本体料金について平成30年4月1日に改正を行う。
- ③それ以外の使用料・手数料等については、平成30年4月1日に改正を行う。ただし、見直しを行った結果、下記に分類し改正内容及び時期について調整を行う。

## 見直し後の分類

1. 使用料・手数料等を平成30年4月1日に改正するもの
2. 使用料・手数料等を段階的に改正するもの
3. 使用料・手数料等の改正は行わないが、引続き検討を続けていくもの

※東日本大震災に伴う減免措置を行っている使用料・手数料等については、特殊事情に配慮しながら見直し及び改正を行う。

## 6. 使用料・手数料等見直しスケジュール

| 時期                      | 内容   |
|-------------------------|--|
| 平成28年6月<br>～<br>平成29年6月 | <ul style="list-style-type: none"><li>・使用料・手数料等の見直し、改定料金の算定</li><li>・議会提案(平成28年9月) ※消費税増額分</li><li>・消費税10%(平成29年4月)</li><li>・料金改正(平成29年4月) ※消費税増額分</li></ul> |
| 平成29年9月                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・議会提案</li></ul>  |
| 平成29年9月<br>～<br>平成30年3月 | <ul style="list-style-type: none"><li>・住民周知</li><li>・担当課予算要求(平成29年11月)</li></ul>   |
| 平成30年4月                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・料金改正</li></ul>  |

## 7. 使用料・手数料等の見直し、改正までの手順

| 手順 | 項目                  | 内容   |
|----|---------------------|--|
| 1  | 基本方針、スケジュールの決定      | 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針及び見直しスケジュールの決定。                        |
| 2  | 行財政改革推進本部付議         | 決定した基本方針等について行財政改革推進本部会議に付議し、各担当部に周知。                      |
| 3  | 使用料・手数料の見直し、改定料金の決定 | 各担当課で使用・手数料等の見直しを行い、その決定に基づいて新たな使用・手数料等を算定し、料金改定の部内決定等を行う。 |
| 4  | 議会提案                | 第3回定例会で条例改正の議案を提出。(施行日:来年度4月1日から)                          |
| 5  | 市民周知                | 市報及びホームページ等で市民への周知を実施。                                     |
| 6  | 予算要求                | 各担当課で来年度の予算要求。   |
| 7  | 改正条例施行              | 新使用料・手数料での運用開始。  |

※議会への提案等については基本的に各担当課で事務を行うが、改正条例が多い場合には行政経営課で一括して行う。